

(前ページより続き)

①時効

権利行使できることを知ってから5年。権利行使できる時から10年。
 商法522条(商事利率)、民法170~174条(短期消滅時効)廃止。
 不法行為に対する損害賠償請求権のうち生命・身体にかかわるものは5年。

②法定利率

年3パーセント。3年ごとに、3年を1期として変更する。過去5年間(6年前の5月から前年の4月までの間)の銀行の短期貸付金利の平均との差を増減(1パーセント未満切り捨て)。
 商法514条(商事利率)削除。

③連帯保証

保証人が個人の場合。
 対象は、⑦事業のために負担する貸金等を主たる債務とする保証契約
 ①主たる債務に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約。
 契約締結の1か月以内に作成された公正証書で保証債務を履行する意思表示をしていなければ無効。公正証書は法定の方式により作成。
 適用除外は、取締役、過半数の株式取得者、個人事業者の共同経営者など。
 主たる債務者は、財務状況等の情報提供義務。

④定型約款

相手方が不特定多数であって給付内容が均一である取引その他画一的であることが当事者にとって合理的な取引において、当事者の一方が準備した条項の総体。定型約款が適用される旨の表示をすれば足りる。ただし、社会通念等に照らして、相手方の利益を一方的に害する条項は含まれない。
 周知義務。
 一方的変更も、相手方の利益になる場合、変更内容が合理的である場合等には、可。
 ただし、事前通知を要す。

⑤原状回復義務

通常の使用・収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年劣化は、原状回復義務の範囲外とする。
 (したがって、敷金から、この部分に係る金額を差し引くことができなくなる。)

<お知らせ：出席・親睦活動委員会：高橋一彦委員長>

新入会員「沖会員」の親睦会を下記の通り開催すると同時に、会員相互の絆を深め、良質なクラブ愛を高める機会とさせていただきます。
 皆様の参加をお願い申し上げます。



日時：2014年9月16日(火) 18:30 開催
 場所：鳥彩々(新松戸店) 松戸市新松戸1-364-2 きいろいビル2F
 047-309-3510
 会費：3,000円

社会奉仕基金 3,559円 《会報編集委員》織田 証・正司 進・大川高明

国際ロータリー第2790地区第12分区

松戸北ロータリークラブ



四つのテスト

言行はこれに照らしてから

- 1・真実かどうか
- 2・みんなに公平か
- 3・好意と友情を深めるか
- 4・みんなのためになるかどうか

第2027回 例会 2014年9月9日(火)

- 国際ロータリー会長 ゲイリーC.K.ホアン ■例会日 - 毎週火曜日12:30より(第1例会18:30)
- 第2790地区ガバナー 宇佐見 透 ■例会場 - 松戸市八ヶ崎1-10-6 びわ亭
- 第12分区ガバナー補佐 高崎 信昭 ■事務所 - 松戸市八ヶ崎1-11-13 サンライズハイム101
- 松戸北ロータリークラブ会長 崎谷 延好 ■TEL/FAX- 047-711-5950 / 047-711-5910
- 松戸北ロータリークラブ幹事 大川 隆永 ■Web/Mail- www.rc2790-12.jp / kanji@rc2790-12.jp

WEEKLY REPORT

<第2027回：例会プログラム>



- 12:30 点鐘 崎谷延好会長
ロータリーソング斉唱 【♪我等の生業】
- 12:33 お客様紹介 小澤盛明会長エレクト
- 12:35 会食
- 12:55 例会再開 崎谷延好会長
会長挨拶・報告 大川隆永幹事
幹事報告
- 13:00 卓話 「民法改正の方向と主な内容」 高木 賢 様
元食糧庁長官
- 13:25 委員会報告
◆社会奉仕委員会 社会奉仕基金発表
◆ニコニコ委員会 ニコニコ発表
- 13:30 点鐘 崎谷延好会長

<会長挨拶：崎谷延好会長>

皆さん改めまして、こんにちは。だいぶ凌ぎ易くなってまいりました。

さて来月16日に開催されるIMのゲスト、田中作治氏に各クラブから3項目ほどの質問を提出して欲しいとの事で、私も入会以来の幾つかの疑問点がありましたので、それを質問書として書いてみました。非常に基本的なものですが、確認及び整理の為にもお聞きしてみようと思います。



- 1.英語を和訳した為理解しにくくなる語句は、そのまま使用しては如何か。
日常的に使われている英語はそのまま使用した方がそのニュアンスを把握しやすい。極め付きが職業奉仕である。有償の行為と無償の善行が一体となり不可解な日本語が出来上がった。ビジネスサービスの方が理解しやすいとは思われませんか。
- 2.地球規模に将来を見越す計画。
弱者への救済は必要です。では人口が80億人の地球自体の許容量を超えたときの事も視野にいれなくてはならないのでは？
- 3.政治、宗教に触れる事はタブーとされていますが、国際奉仕に於いてそれを無視しては適切性を欠く結果になるのでは。
- 4.日本に対し敵対した行動を示す国の国民を奨学生とするのは如何なものか？

本日は卓話もありますので、簡単ですが会長あいさつとさせていただきます。

以上

WEEKLY REPORT

<幹事報告：大川隆永幹事>



- ◆10月16日に行われるIMの出欠確認と会費のご集金させていただきました。ご協力ありがとうございました。

日時 10月16日(木) 15時点鐘(14時～登録開始)
会場 ザ・クレストホテル柏 3階オークルーム(例会・講演会)
4階クレストルーム(懇親会)

- ◆我孫子ロータリークラブより活動計画書が届いておりますのでご覧ください。

<卓話：高木 賢 様>

民法改正の方向と主な内容



- 1 120年ぶりの民法の大改正
 - ・民法自体の、債権法の分野のこと。
 - ・個別分野は大きく変わっている。
例えば、労働—労働基準法、労働契約法
消費者—消費者契約法、特定商取引法
製造物責任法
知的財産権
 - ・民法自体でも、
成年後見制度の導入
公益法人の別法への移行
 - ・そもそもは、契約自由の原則、契約のみによる権利移転(強制なし)
対等な人間による自由な意思表示が前提
- 2 特定の分野に限らず、社会経済情勢の変化を踏まえ、債権法及びこれに関連する総則全般の改正を行うのが今回の改正
 - ・立場の弱い者の保護。長年にわたる運用から見ての合理性の確保。
 - ・主な内容(要綱だけで65ページある)

(裏綿へ続く)



■米山梅吉 (UMEKICHI YONEYAMA) ■

1920年世界855番目のRC(東京RC)を創立し、日本に初めてロータリーを導入した。東京RCの初代会長に就任し、日本のロータリーの発展の基礎を築いてくれた偉大な人である。



■ロータリーの奉仕哲学「超我の奉仕」Service above self ■

このServiceの意味は人のためにつくすこと。ビジネスでもServiceの心がけはシェルドンの言葉を借りれば「永続的な顧客を得る道」であり、信用を増して繁栄への道につながる。